

三井住友銀行のアンサーホームユースサービス(VALUX対応版)利用規定(2024年8月改定)

三井住友銀行のアンサーホームユースサービス(VALUX 対応版)利用規定(以下「本規定」という。)は、「三井住友銀行のアンサーホームユースサービス(VALUX対応版)」(以下「本サービス」という。)について当行所定の申込その他の手続を行った法人または個人事業主につき、当行が本サービスの利用を承諾し所定の手続(以下、かかる手続が完了した法人または個人事業主を「契約者」という。)を行い、本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間において本規定が適用されるものとします(なお、契約者および当行間において締結される本規定に基づく本サービスの利用に関する契約を、以下「本利用契約」という。)

本規定に記載の本サービスの内容については、契約者の申込内容によっては一部制限される場合があります。

1. 三井住友銀行のアンサーホームユースサービス(VALUX対応版)

(1) アンサーホームユースサービス(VALUX対応版)の内容

本サービスとは、契約者の占有・管理する「アンサーホームユース端末」(以下「端末」という。)を用いた依頼に基づき、振込・振替手続(以下「振込・振替サービス」という。)または契約者の口座情報の提供(以下「照会サービス」という。)を行うサービスをいうものとします。

(2) 使用できる端末

端末は、パソコンのうち当行所定の環境を備えた端末に限ります。

(3) 依頼方法

契約者は、端末を用いて依頼を行うに際しては、三井住友銀行のアンサーホームサービス申込書兼手数料引落依頼書(以下「申込書」という。)にて届け出た、契約者が占有・管理するVALUX接続IDの端末より、当行所定の当行事務センター宛依頼内容を送信してください。

(4) サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の取扱日・取扱時間内とします。但し、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

(5) 取扱手数料

本サービスの利用にあたっては、当行所定の取扱手数料(消費税を含む。)をいただきます。この場合、普通預金規定(総合口座取引規定を含む。)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出なしに、申込書の手数料ご決済口座から、当行所定の日に自動的に引落します。なお、当行は事前に通知することなくこの手数料を変更する場合があります。

2. 振込・振替サービス

(1) 振込・振替サービスの内容

振込・振替サービスとは、契約者が占有・管理する端末を用いた振込または振替の依頼に基づき、申込書の振込・振替サービス出金口座(以下「支払指定口座」という。)よりご指定金額を引落のうえ、契約者が指定した当行の国内本支店、または当行の承認する金融機関の国内本支店の預金口座(以下「入金指定口座」という。)宛に、振込または振替を行うサービスをいうものとします。

(2) 振込・振替上限金額の設定

1回当たりの振込・振替金額は、申込書の1回当たりの振込・振替上限金額の範囲内とします。

(3) 振込と振替の区別

振込と振替の区別は、次の各号の方法で取扱います。

- ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義である場合には、「振替」として取扱います。
- ② 入金指定口座が支払指定口座とは異なる当行内の本支店にある場合、もしくは当行以外の金融機関の本支店にある場合、または同一店内でも入金指定口座と支払指定口座が異なる名義である場合は、「振込」として取扱います。

(4) 振込・振替依頼の方法

振込・振替の依頼(以下「振込・振替依頼」という。)は以下の方法で行ってください。

- ① 依頼日当日付の振込または振替を依頼する場合は、契約者は事前に当行宛入金指定口座を登録したうえ、受取人番号、振込・振替金額等の所定事項を、当行の指定する当行事務センター宛送信してください。
- ② 依頼日の翌日以降の日付(以下「振込・振替指定日」という。)での振込または振替(以下「振込・振替予約」という。)の依頼方法は以下の通りとします。

イ 契約者が事前に当行宛登録した入金指定口座への振込・振替予約を依頼する場合は、振込・振替指定日、受取人番号、振込・振替金額等の所定事項を、当行の指定する当行事務センター宛送信してください。

ロ 契約者が事前に当行宛登録していない入金指定口座への振込・振替予約を依頼する場合(以下「都度指定方式」という。)は、契約者は振込・振替指定日、受取金融機関コード、受取支店番号、受取人口座番号、振込・振替金額等の所定事項を、都度指定方式対応の通信ソフトを用いて、当行の指定する当行事務センター宛送信してください(端末によっては都度指定方式による取扱いができない場合もあります。)

なお、振込・振替指定日は、依頼日の翌営業日以降5営業日後までの銀行営業日の中から指定することができるものとします。但し、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。

(5) 振込・振替依頼の確認

- ① 当行が振込・振替依頼を受信した場合、当行が認識した端末のVALUX接続ID、支払指定口座番号、受取人番号、通信暗証および出金暗証または振込振替用暗証が、申込書のVALUX接続ID、支払指定口座番号、受取人番号、通信暗証および出金暗証または振込振替用暗証と一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなし、受信した依頼内容をVALUX接続IDの契約者の占有・管理する端末へ送信します。
- ② 契約者は、返信された依頼内容を確認し、依頼内容を変更または取り消す必要のある場合は、所定の操作により依頼を取り消してください。
- ③ 契約者は、依頼内容が正しい場合は、所定の操作により依頼内容を確認してください。確認の際、都度指定方式による依頼の場合は、契約者は申込書の確認暗証または都度指定用暗証を入力してください。
- ④ 前号の確認は、以下の各時限までに当行に到達するように送信してください。確認が以下の各時限までに到達しなかった場合は、依頼は取り消されたものとみなします。但し、当行は契約者に事前に通知することなく各時限を変更することがあります。

イ 当行本支店口座へ依頼日当日付での振込または振替を依頼する場合は午後4時まで。

ロ 当行以外の金融機関の口座へ依頼日当日付での振込を依頼する場合は午後3時10分まで。

ハ 振込・振替予約の依頼の場合は依頼日のサービス取扱時間まで。

(6) 振込・振替依頼の確定

- ① 前項の確認が、必要な時限までに当行に到達し、かつ都度指定方式による依頼においては、当行が認識した確認暗証または都度指定用暗証が申込書の確認暗証または都度指定用暗証と一致した場合は、当行は正当な契約者からの振込・振替サービスによる振込・振替依頼が確定したものとみなし、当行所定の方法で振込または振替の手続きを行います。
- ② 前号の振替依頼の確定後は振替依頼の取消・変更はできません。また、前号の振込依頼の確定後に振込依頼の取消・変更が必要な場合は、当行は契約者からお取引店に組戻依頼書の提出を受けたうえ、組戻手

続を行うものとし、この場合、当行所定の組戻手数料(消費税を含む。)をいただきます。但し、振込・振替予約の依頼の取消・変更については、振込・振替指定日の前営業日までに行う場合に限り、契約者は端末を用いて所定の方法により行うことができます。

(7) 振込・振替資金及び振込手数料の引落

- ① 当行は、契約者が支払うべき振込・振替資金および振込手数料を、普通預金規定(総合口座取引規定を含む。)、通知預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出なしに、支払指定口座より引落します。
- ② 前号の引落は、依頼日当日付での振込・振替を依頼した場合は、振込・振替依頼が確定した時点で行い、振込・振替予約の依頼の場合は、振込・振替指定日当日の支払指定口座の営業開始時(自動サービス機のサービス開始時間を含む。)の残高より引落しのうえ、当行所定の方法で手続を行います。但し、申込書の振込手数料のお支払方法で「所定の日一括」を指定している場合の振込手数料の引落は、前記1.(5)(取扱手数料)に準じて取扱うものとします。なお、振込・振替指定日に支払指定口座からの引落が複数あり、その引落の総額が支払指定口座の支払可能金額(当座貸越(総合口座取引による貸越を含む。))を利用できる範囲内を含む。)を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とし、そのいずれにも満たない場合は、振込・振替はいたしません。

(8) 資金の引落ができない場合の処理

前項の引落((7)②但書の場合の振込手数料の引落を除く。)ができなかった場合(支払指定口座の解約、差押など正当な理由による支払停止等の場合も含む。)は、当行は契約者に対し、振込資金等の引落不能の旨の通知は行いません。当該振込・振替依頼は取り消されたものとして取扱います。

(9) 入金指定口座への入金ができない場合の処理

振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、当行は契約者からお取引店に組戻依頼書の提出を受けたうえ、組戻手続を行うものとします。この場合、当行所定の組戻手数料(消費税を含む。)をいただきます。なお、振替および当行本支店宛の振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、当行所定の方法により、当該振込振替依頼を取り消します。

(10) 取引内容の確認

- ① 振込・振替サービスによる取引後は、契約者は、速やかに普通預金通帳、通知預金通帳、自動つみたて定期預金通帳等への記入、または別途送付する当座勘定ご利用明細等により取引内容を照合してください。万一取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、直ちにその旨をお取引店に連絡してください。
- ② 取引内容、残高に相違がある場合において、契約者と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理します。

(11) 通知預金の据置期間内解約

契約者が、申込書の支払指定口座に通知預金を指定し、かつ据置期間内解約を可とした場合、当行は通知預金規定にかかわらず、振込・振替サービスによる通知預金の据置期間内の解約を受け付けます。この場合、ご入金口座は、申込書で当行に届け出た当行同一店内の同一名義の口座に限ります。本取扱により紛議が生じても、契約者が責任を負うものとし、当行は責任を負いません。

3. 照会サービス

(1) 照会サービスの内容

照会サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼に基づき、申込書の照会サービスご利用口座について、以下の各号の口座情報を提供するサービスをいうものとします。

- ① 残高照会

② 振込入金明細照会

③ 入出金明細照会

(2) 照会サービスの依頼

契約者は、照会サービスを依頼する場合は、通信暗証または取引照会用暗証、サービス利用口座、照会種別コード等の所定事項を、当行の指定する当行事務センター宛送信してください。

(3) 口座情報の返信

当行が照会依頼を受信した場合、当行が認識した契約者の口座番号、通信暗証または取引照会用暗証が、申込書のお申込代表口座番号、および通信暗証または取引照会用暗証と一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなし、契約者の照会依頼内容に基づく照会内容を当行所定の方法で、VALUX接続IDの契約者の占有・管理する端末に返信するものとします。

(4) 返信内容の取消、訂正

契約者から照会を受けて既に当行から返信した内容について、当行が変更または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. 免責事項

(1) 通信手段の障害等

当行の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害により、取扱いが遅延または不能となった場合、もしくは当行が送信者のVALUX接続ID等を確認できないことを理由にサービスの依頼を受け付けられない場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、契約者は、振込・振替内容確認画面の確認コードを送信した後に回線等の障害により取扱いが中断した場合、障害回復後に取扱い内容をお取引店に確認してください。

(2) 端末の不正使用等

当行が振込・振替サービスまたは照会サービスの依頼を受付けた際、送信された暗証番号、支払指定口座番号、VALUX接続IDおよび受取人番号等と、申込書の暗証番号、支払指定口座番号、VALUX接続IDおよび受取人番号等との一致を確認して取扱いをした場合は、当行は送信者を契約者とみなし、アンサーホームユース用通信ソフト、端末、暗証番号等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については責任を負いません。

(3) 印鑑照合

契約者が届け出た書面等に使用された印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(4) 記録の保存

本サービスを通じてなされた契約者と当行間の通信の記録並びに電子文書等は、当行所定の期間に限り当行所定の方法・手続によって保存するものとします。当該期間経過後は、当行がこれらの記録・電子文書等を消去したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(5) 情報の開示

法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます)、当行は契約者の承諾なくして当該法令・規則・命令等の定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当行が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(6) その他

① 当行は、所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、契約者に対して、何らの保証をするも

のではありません。

- ② 当行は、契約者に対して、本サービスへの接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。
- ③ 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行に故意または重過失がある場合を除き、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、純粹に当該事由に起因して現実に発生した直接損害に限るものとし、当行は、逸失利益、間接損害、特別損害、その他契約者に生じる直接損害以外の一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。
- ④ 本規定の他の条項にかかわらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者のあらゆる誤った取扱等、当行の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供を行わなかった場合、もしくは誤って提供した場合には、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ⑤ 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者が本サービスを契約者自身が占有・管理する端末により利用しなかったことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

5. 届出の変更等

(1) 届出事項の変更

通信暗証等届出事項内容に変更がある場合には、契約者は、当行所定の書面または方式により取扱店宛ただちに届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 変更事項の届出がない場合の取扱い

上記(1)に定める、届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または当行が送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

6. 解約等

(1) 解約方法

本利用契約は当事者の一方の都合で、当行所定の方法で相手方に通知することによりいつでも解約することができます。解約の通知は、当行所定の方法によるものとします。

(2) サービス利用口座の解約

サービス利用口座が解約されたときは、その口座に関する本利用契約は解約されたものとみなします。

(3) サービス中止事由

契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本利用契約の効力の全部または一部を中止することができるものとします。

- ① 3 ヶ月以上にわたり本サービスの利用がない場合。
- ② 契約者が当行との取引約定に違反した場合等当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合。

(4) サービス解約事由

契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本利用契約を解約することができるものとします。

- ① 手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合。
- ② 支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があった場合。契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合。
- ③ 前記6.(4)①及び②の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当行が判断した場合。

- ④ 解散その他営業活動を休止した場合。
- ⑤ 前記1.(5)に定める手数料等を2ヵ月連続して支払わなかった場合。
- ⑥ 申込書または本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合。
- ⑦ 本サービスが法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断した場合。
- ⑧ 契約者が当行に届け出た事項(本サービスに関連して届け出た事項に限られません)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましが判明した場合またはそれらの疑いがあると当行が判断した場合。
- ⑨ 契約者が当行に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当行が判断した場合。
- ⑩ 本規定の他、契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合など、当行が解約を必要とする事由が生じた場合。
- ⑪ 1年以上の当行が相当と認める期間、本サービスの利用がなかった場合(但し、前記1.(5)に定める手数料等を継続して支払っている場合を除きます)。
- ⑫ 相続の開始があった場合。
- ⑬ 当行が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けない場合。

(5) ソフトウェアの返却

この契約が解約された場合、契約者は当行から貸与を受けたソフトウェアを速やかに当行に返却してください。

7. サービスの停止及び廃止

当行は、90日前の事前の通知(当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で契約者に公表することも含むものとします)をもって本サービスの一部もしくは全部を停止し、または廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行はこの期間を短縮できるものとします。この場合、契約者は当行に対しいっさいの異議を述べず、かつ本サービスの一部もしくは全部の停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

8. 規定の準用

本契約に定めない事項については、普通預金規定(総合口座取引規定を含む。)、通知預金規定、自動つみたて定期預金規定、当座勘定規定、当座勘定借越約定書により取扱います。

9. 契約期間

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

10. 規定の変更

- (1) 当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更できるものとし、変更後の本規定は公表の際に

定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

- (2) 本規定が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、本規定の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、本サービスの申込みおよび本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本規定をご確認ください。

11. 権利・義務の譲渡・質入の禁止

契約者は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

12. 準拠法と管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

<三井住友銀行のマルチバンク資金移動サービスに係る特約>

(1) 三井住友銀行のマルチバンク資金移動サービスの内容

「三井住友銀行のマルチバンク資金移動サービス」(以下「マルチバンク資金移動サービス」という。)とは、当行の貸与するソフトウェアまたは契約者の購入したソフトウェアを使用し、契約者の占有・管理する当行指定機種の端末を用いた依頼に基づき、契約者が当行もしくは当行以外の金融機関(以下「他行」という。)にて保有する預金口座について、振込・振替サービスまたは照会サービスを連続的に行うサービスをいうものとします。

(2) マルチバンク資金移動サービス契約料および取扱手数料

マルチバンク資金移動サービスの利用にあたっては、当行所定の契約料および取扱手数料(各々消費税を含む。)をいただきます。この場合、普通預金規定(総合口座取引規定を含む。)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出なしに、申込書の基本手数料ご決済口座から、当行所定の日に自動的に引落します。なお、当行は事前に通知することなくこの手数料を変更する場合があります。

(3) ソフトウェアの取扱い

- ① 契約者が当行からソフトウェアの貸与を受けた場合、契約者は善良なる管理者の注意義務をもってソフトウェアを使用し、管理するものとします。
- ② 当行より貸与を受けたソフトウェアについては、他人への転貸・譲渡等占有を第三者に移転させることおよび複製は一切できません。

(4) 規定の準用

マルチバンク資金移動サービスの利用にあたって、契約者と当行との関係については、この本規定を準用します。但し、契約者が他行に保有する預金口座にかかるマルチバンク資金移動サービスの利用については、契約者が他行と締結した利用契約の規定に従うものとし、この場合当行は、契約者と他行との利用契約の内容もしくは、その変更、改定等につき責任を負いません。

(5) 他行のサービスの利用

契約者は、契約者が他行にて保有する預金口座についてはマルチバンク資金移動サービスの全部または一部の利用ができない場合があることを了承します。

(6) 免責事項

マルチバンク資金移動サービスの利用にあたり、他行のシステムの変更等当行の責に帰すべからざる事由によって、取扱いが遅延または不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(7) ソフトウェアの取扱違反

ソフトウェアの使用、管理に際して契約者が(3)に違反した場合、その違反に起因して、ソフトウェアの偽造、変造、盗用または不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、上記の事故により当行に損害が生じた場合、契約者が全ての損害を負うものとします。

(8) 解約等

この契約が本規定に基づき解約された場合、契約者が当行から貸与を受けたソフトウェアは速やかに当行に返却するものとします。

以 上